

災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定書

上田市(以下「甲」という。)と長野県タクシー協会上小支部(以下「乙」という。)は、災害時等における要援護者の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、上田市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲と乙が協力して、高齢者、障害者、傷病者等の要援護者(以下「要援護者」という。)を社会福祉施設、医療機関等の要援護者施設(以下「要援護者施設」という。)へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時等において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務
- (2) その他要援護者の輸送に必要な業務

(協力の範囲)

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力を努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する経費は、輸送終了後、乙の提出する報告書(様式第2号)に基づき、災害発生直前におけるタクシー料金を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(経費の支払い)

第7条 輸送協力に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(事故)

第 8 条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第 9 条 乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第 10 条 乙は、乙が雇用している運転者が輸送協力中に、死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) を適用し、補償を行うものとする。

(情報交換)

第 11 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協 議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 22 年 11 月 18 日

甲	長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号 上 田 市 上記代表者 上田市長 母 袋 創 一	印
乙	長野県上田市 長野県タクシー協会上小支部 上記代表者 支部長 中 島 健 彦	印